

平成 23 年 7 月 13 日

各 位

会 社 名 クレアホールディングス(株)
代表者名 代表取締役社長 黒田 高史
(コード番号 1757 大証第 2 部)
問合せ先 取締役 岩崎 智彦
(Tel. 03-5775-2100)

仮差押決定に関するお知らせ

当社は、当社の孫会社であるクリアファシリティマネジメント株式会社が所有する不動産に対する仮差押決定の通知を受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 発生の経緯

当社は、平成 21 年 10 月 27 日にお知らせいたしました「訴訟提起に関するお知らせ」のとおり、株式会社スクエアコンサルティング（以下、「スクエア社」といいます。）から、訴訟を提起されており、同社との間で現在係争中ではありますが、この度、当社が平成 23 年 3 月 23 日付の取締役会において決議した「当社の(株)TGA ハウジングサービスに対する合計 206,253,912 円の債権放棄」について、スクエア社は、債権放棄は詐害行為に該当すると主張して、受益者である(株)TGA ハウジングサービスに対して詐害行為取消権を行使し、本件債権放棄の取り消しを主張するとともに、(株)TGA ハウジングサービスのクリアファシリティマネジメント(株)に対する貸金債権の代位行使を理由として、クリアファシリティマネジメント(株)が所有する不動産について不動産仮差押命令申立を行ったところ、この度、仮差押決定が発せられました。

なお、スクエア社からの訴訟提起に関する詳細は、別添資料「平成 21 年 10 月 27 日付の訴訟提起に関するお知らせ」を、(株)TGA ハウジングサービスに対する債権放棄を含む諸施策等に関する詳細については平成 23 年 3 月 23 日に開示いたしました「当社グループ子会社に関するお知らせ」をそれぞれご参照下さい。

2. 仮差押決定の概要

(1) 仮差押命令を決定した裁判所及び年月日

長崎地方裁判所 平成 23 年 7 月 5 日（当社到達日 平成 23 年 7 月 13 日）

(2) 債 権 者

① 名 称 株式会社スクエアコンサルティング
② 所在地 東京都港区高輪四丁目 10 番 31 号
③ 代表者の氏名 代表取締役 三 井 一 雄

(3) 債 務 者

① 名 称 クリアファシリティマネジメント株式会社
② 所在地 東京都港区赤坂八丁目 5 番 28 号
③ 代表者の氏名 代表取締役 松 井 浩 文

(4) 仮差押決定の内容

① 請求債権の内容及び金額
債権放棄額 206,253,912 円のうち 35,000,000 円

②仮差押物件の目録

所在地	長崎県長崎市浜町3丁目5、3番24	
家屋番号	浜町3番3の1	
種類	店舗	
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造地下1階付4階建	
床面積	1階部分	654.49 m ²
	2階部分	673.42 m ²
	3階部分	672.35 m ²
	4階部分	674.81 m ²
	地下1階部分	703.41 m ²
	合計	3,378.48 m ²

3. 今後の見通し

当社の孫会社であるクレアファシリティマネジメント(株)は、当該仮差押決定について、すみやかに、保全命令の取消しを求める申立て等を行う方針であります。

又、当期の業績に対する影響は確定次第、すみやかに開示いたします。

以上

平成 21 年 10 月 27 日

各 位

会 社 名 東邦グローバルアソシエイツ(株)
代表者名 代表取締役社長 黒 田 高 史
(コード番号 1757 大証第 2 部)
問合せ先 取締役 経営本部担当 友 田 純 子
(Tel. 03-5511-1700)

訴訟の提起に関するお知らせ

当社及び当社子会社 MILLENNIUM INVESTMENT 株式会社は、平成 21 年 10 月 27 日に東京地方裁判所民事第 8 部よりの訴状及び口頭弁論期日呼出及び答弁書催告状が送達されましたので下記のとおりお知らせします。

記

1. 訴訟を提起した者

- (1) 名 称 株式会社スクエアコンサルティング
- (2) 所 在 地 東京都港区高輪四丁目 10 番 31 号
- (3) 代表者の氏名 代表取締役 三井 一雄

2. 訴訟の内容および損害賠償金額

(1) 訴訟の内容

当社と株式会社スクエアコンサルティングとの間に、平成 19 年 11 月 30 日付けで締結された「支払延期合意書」が存在し、その内容として、1 億 7,500 万円およびこれに対する消費税相当額の委託報酬支払債務を負担していること。又、上記債務は当社子会社である MILLENNIUM INVESTMENT 株式会社が連帯して保証し、当社が MILLENNIUM INVESTMENT 株式会社株式を譲渡担保に供する旨の記載があります。本件訴訟は、上記合意書に基づき、上記債務の支払い及び MILLENNIUM INVESTMENT 株式会社の発行する全株式の株主が株式会社スクエアコンサルティングであることの確認を請求しているものであります。

(2) 請求金額

金 2 億 1,637 万 6,027 円及び 1 億 8,375 万円に対する平成 21 年 10 月 16 日から支払い済みに至るまで年 20%の割合による遅延損害金。

3. 今後の対応

当社は本件「支払延期合意書」を所持しておらず、又、当該合意書の締結を承認した当社取締役会における決議及び当該取締役会の召集を通知した記録もないことから、当社及び MILLENNIUM INVESTMENT 株式会社の元代表取締役（同一人物）は取締役会決議が無いことを了知し当該合意書の作成に関与したと推測されます。よって本件「支払延期合意書」の効力は無いと判断いたします。

当社及び MILLENNIUM INVESTMENT 株式会社は、原告からの請求に対し、法廷の場において適切に対応していく所存であります。

尚、今後の訴訟の経緯については、必要に応じ適時開示を行ってまいります。

4. 業績への影響

本件訴訟の推移によっては当社業績に影響を及ぼす可能性もありますが、今後の状況を勘案し、負う可能性のある債務についての引当金を計上する予定であります。

尚、当社業績に与える影響が明らかになった時点で、速やかにお知らせいたします。

以 上